

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案要綱

一 財産的基礎等

独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、三又は四の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないものとする。

（第八条第三項関係）

二 中期計画

中期計画において定めるべき事項として、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画を加えるものとする。

（第三十条第二項関係）

三 不要財産に係る国庫納付等

1 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下三において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務

大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しないものとする。

2 独立行政法人は、政府出資等に係る不要財産の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（3において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができるものとする。ただし、中期計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しないものとする。

3 独立行政法人は、2の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでないものとする。

4 独立行政法人が1又は2の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付

に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、1、2又は3のただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

6 1から5までに定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第四十六条の二関係)

四 不要財産に係る民間等出資の払戻し

1 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下四において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、出資者に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならないものとする。ただし、中期計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けること

を要しないものとする。

2 出資者は、独立行政法人に対し、1の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、1の規定の払戻しの請求をすることができるものとする。

3 独立行政法人は、2の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、2の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあつては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が3の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が2の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は2の規定による民間等出資に係る不要財

産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、1の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないものとする。

(第四十六条の三関係)

五 附則

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

2 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置について定めること。

(附則第二条、第三条、第九条、第十五条、第三十条、第三十四条及び第三十五条関係)

3 関係法律の規定の整備

この法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備を行うこと。

- イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）
- ロ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
- ハ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）
- ニ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）
- ホ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
- ヘ 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）
- ト 独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）
- チ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）
- リ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）
- ヌ 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百五号）
- ル 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）
- ヲ 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律百三十二号）
- ワ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）

- カ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）
- コ 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百十八号）
- ク 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）
- ケ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）
- コ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）
- ツ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）
- ネ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）
- ナ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）
- ラ 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）
- ム 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
- ウ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
- キ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五百五十五号）
- ノ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

才 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八号）